○防衛省告示第百二十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年六月十五日から同月十七日まで（予備、同月十八日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦その他　自衛艦七隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年六月十五日（予備、同月十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　自衛艦三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年六月十五日（予備、同月十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦その他　自衛艦三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年六月十五日（予備、同月十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度一三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度一六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三一度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度一一分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分一三秒　東経一三一度一〇分一五秒

実施艦その他　自衛艦三隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月十三日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年六月二十一日（予備、同月二十二日及び同月二十三日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一一秒　東経一二九度二〇分一一秒

(イ)　北緯三一度二〇分一一秒　東経一二九度四五分五二秒

(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒

(エ)　自衛艦四隻

実施艦その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９号

北海道北見市美芳町９丁目１番20号マルホニューハイツ207号

債務者　冨田　歌子

1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで

釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２５号

北海道網走郡美幌町字青山南27番地の８

債務者　谷　静子

1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで

釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６号

青森県三戸郡新郷村大字西越字松屋敷58番地

債務者　西山　秀子

1　決定年月日時　平成23年４月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで

青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第２２号

山形県酒田市日吉町２丁目９番６－411号

ノバハイツ日和山公園、前住所山形県酒田市東大町３丁目６番地の23

債務者　佐藤　幸二

1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで

山形地方裁判所酒田支部